

事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 9 日

各務原市内の介護保険サービス事業所及び
有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の長 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

退院患者の介護施設における適切な受入等について（一部改正）（周知）

平素より市介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、厚生労働省及び岐阜県から事務連絡がございましたので、別添通知をご確認の上、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 添付文書

① 介護保険最新情報 Vol.927

「退院患者の介護施設における適切な受入等について（一部改正）」

2. 改正の経緯

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和 3 年 2 月 25 日付厚生労働省健康局結核感染症課長通知）にて、人工呼吸器等による治療を行った患者の取扱いが示されたため。

担当	各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係 (大丸・山村)
電話番号	058-383-2067 (直通)
FAX	058-383-6365 (市代表)
Eメール	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp (課代表)